

# 路上工事現場の 交通安全ポイント

道路使用工事現場の「許可条件遵守状況点検結果」に基づき、許可条件不履行形態（違反形態）の多い順にまとめた事故防止安全ポイントを作成しました。

いつも携帯して活用してください。



一般社団法人 日本建設業連合会  
公衆災害対策委員会 交通対策部会  
建設三団体安全対策協議会

# 1 現場責任者の留意事項

- ◆ 責任者不在の現場
- ◆ ライフラインの損壊



- 現場に常駐して作業の監督と進捗状況の把握にあたりましょう。
- 地下埋設物の有無および位置確認を確実にしない、事故防止にあたりましょう。
- 近隣対策、特に夜間騒音・振動対策等を確実に行ないましょう。

# 2 許可申請

◆無許可工事

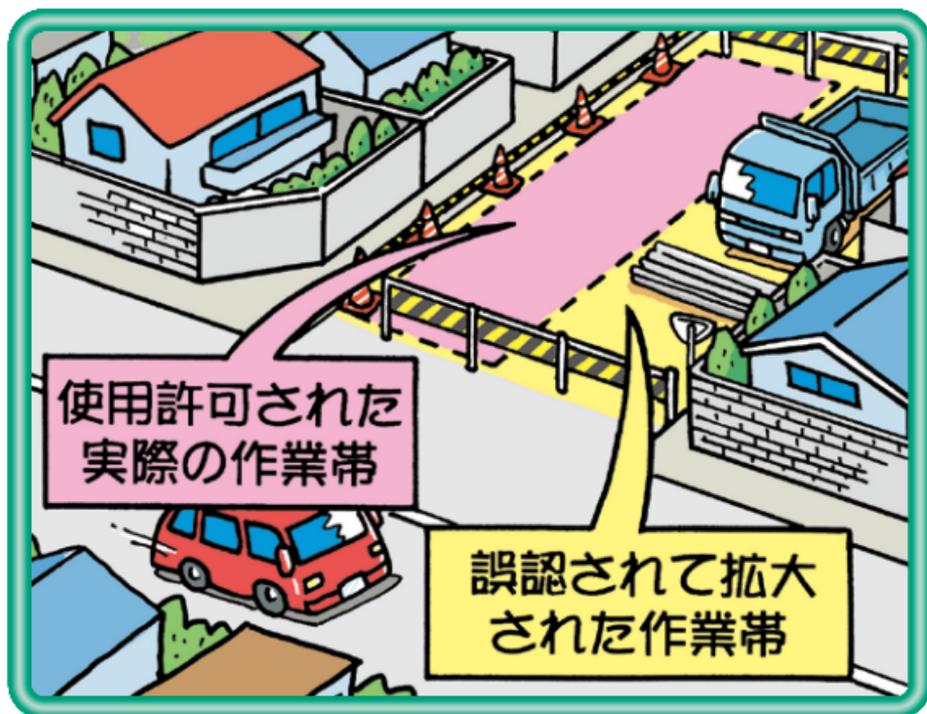
◆更新忘れ



- 路上工事は、必ず道路使用許可、道路占用許可を取りましょう。
- 道路使用の許可期間経過後の工事は、内容のいかんを問わず認められませんので期間は守りましょう。
- 道路使用許可期間は、道路工事等6か月以内、作業のうち一定のもの15日以内、簡易工事等は、その形態により1か月以内、もしくは8時間以内です。更新は早めに申請しましょう。

# 3 道路使用範囲 の拡大

- ◆作業開始前の確認
- ◆道路使用許可外の使用



- 作業開始前のミーティングで、当日の作業手順、作業帯の範囲と設置手順、作業員個々の具体的な任務を確認させましょう。
- 道路使用許可証は、作業現場に保管しましょう。
- 作業帯の位置、範囲が、許可条件どおりになっているか確認しましょう。

# 4 保安柵等の設置不備

- ◆ 標示板等の掲示不良
- ◆ 保安灯の不点灯



- 保安柵は、許可条件に示されたものを設置しましょう。
- 標示板類は、運転者および歩行者から見やすい位置に設置しましょう。
- 夜間施工時は、保安灯を確実に点灯しましょう。
- セフティコーン、A型バリケード等の保安資材は汚損、毀損のないものを使用しましょう。また、風等で転倒しないように措置しましょう。

# 5 作業現場の 安全確認

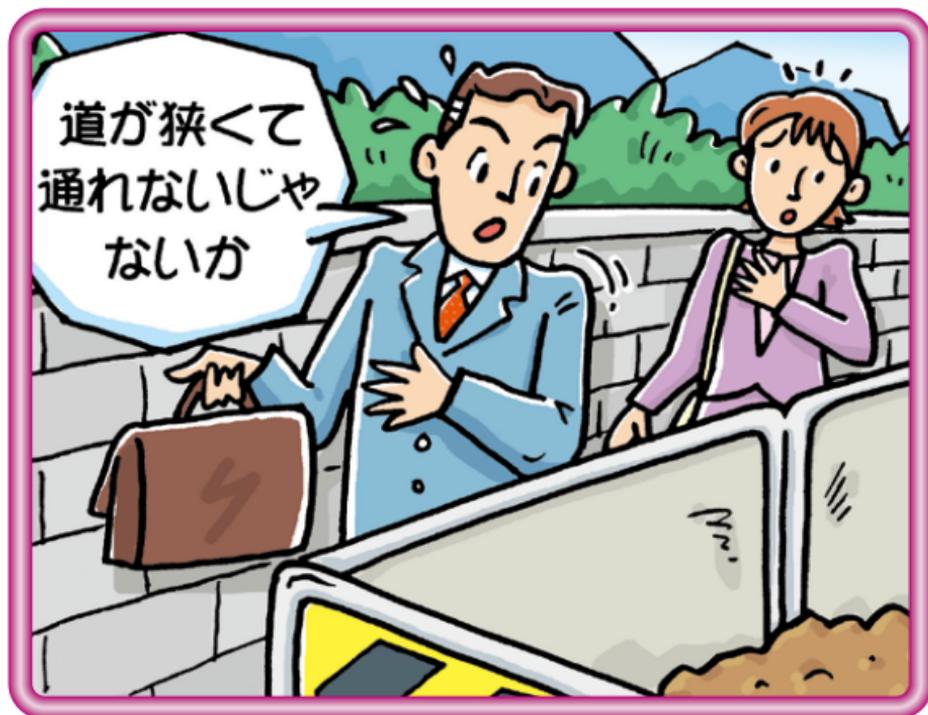
- ◆危険な路上の工事
- ◆交通誘導員がいない



- 資機材を有効に活用して事故を防止しましょう。
- 夜間工事においては、作業現場内を明るくし第三者からもわかるようにしましょう。
- 高速道路、公安委員会指定路線等については、検定合格警備員を配置するとともに、交通事故の発生が懸念される場所には、ベテランの優れた交通誘導員を配置しましょう。
- 緊急工事の場合でも、必要な資機材と安全対策はいつもどうり確実に行ないましょう。

# 6 歩行者用通路の確保不十分

- ◆確保幅員が狭い
- ◆段差解消等が不十分



- 歩行者通路の幅員は、1.5m以上確保しましょう。  
(交通量が少なく、施工内容から真にやむを得ない場合には、0.75m以上)
- 歩行者通路と作業帯は、セフティコーン、A型バリケード等で分離しましょう。
- 横断歩道部施工時は、歩行者の誘導を適切に行ないましょう。
- 歩行者通路を車道に切回しする場合は、堅固なさくで分離し、導流帯を設け安全通行を確保するとともに、車道と歩道との段差をなくしましょう。
- 歩行者通路標示板を設置しましょう。

## 7 交通誘導員 配置不適切

- ◆ 誘導位置不適切
- ◆ 交通誘導以外に従事



- 交通誘導員の人数、誘導位置を確認しましょう。
- 交通誘導員の昼間の合図は、旗と笛、夜間は合図灯と笛で、安全に誘導しましょう。
- 交通誘導員は、交通誘導の仕事のみに専念しましょう。

# 8 作業帯外の駐車 ・ 資材放置等

- ◆ 工事関係車両の駐車
- ◆ 工事保安資機材の放置



- 通勤車両、作業員搬送用車両等は放置駐車にならないようにしましょう。
- ダンプカー、資機材搬入車両等工事関係車両は、作業開始時間に合わせて現場に到着するようにしましょう。

# 9 原状回復措置 の不適切

- ◆ 標識・標示等の復旧不良
- ◆ 埋戻し復旧等不良



- 標識等を被覆した場合、道路開放時には、確実に元に戻しましょう。
- 道路標示の仮復旧は、溶着式もしくは貼付式を使用しましょう。
- 覆工板のバタつき、ズレ、段差は完全になくしましょう。
- 段差部のすり付けは5%以内とし、「段差あり」の看板を立てて注意喚起しましょう。また、埋戻しの転圧は確実にしましょう。